7/15 赤旗

戦争法案―広がった「違憲」論

安倍政権と与党が衆院採決強行を狙う戦争法案。しかし、国民の理解は広がらないばかりか、圧倒的多数の憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判事から「憲法違反」と宣告され、反対世論は広がり続けています。国民的に「違憲」論が広がった背景や法案の危険な狙いについて、全国憲法研究会代表の水島朝穂早稲田大学教授に聞きました。同研究会は、「日本国憲法を護る」ことを目的にうたう唯一の憲法研究者の学会です。明文改憲論が急になった1965年に創設されました。

聞き手・写真　中祖寅一、中川亮

早稲田大学教授（憲法学）
全国憲法研究会代表　水島　朝穂さん

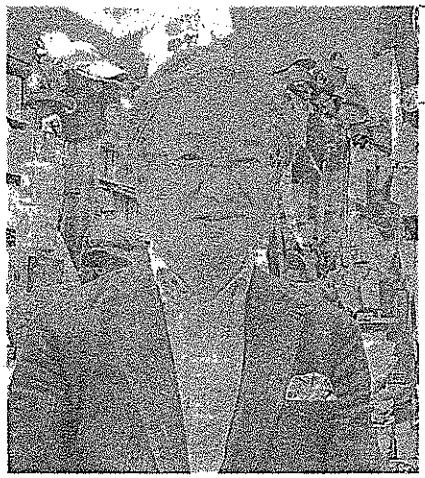

みずしま　あさほ　1953年東京生まれ。広島大学助教授などを経て1996年から早稲田大学教授。全国憲法研究会（全国憲）代表。著書に『ライブ講義　徹底分析！集団的自衛権』（最新刊）など多数。

2015 焦点・論点

立憲主義の心が動いた

憲法学者が「この法案は違憲だ」と発言した時点から、「朝日」「毎日」「東京」などの一般新聞もようやく「違憲」と言い出しました。世論調査でも「違憲」が多数になっています。「違憲」という言葉がこんなに受け止められたことはこの数十年で初めてです。これは「安倍政権は本気で日本を武力行使する国に変えようとしている」ということを、人々が論理だけでなく、生活者としての直感からも、重大な危機と察知し始めたことによるものと思われます。

現代のハイテク軍隊では徴兵制の現実味は少ないですが、直感の中には子どもが兵隊にとられるという感覚、あるいは米国のように貧困層を対象にした〝経済徴兵制〟の問題につながるものもあるでしょう。憲法の解釈変更で、違憲である集団的自衛権の行使を閣議決定し、それに沿った法案まで審議されている以上、徴兵制もいずれ解釈の変更でやるのではと危機感が募るのは当然です。

「非戦闘地域」を撤廃するなど、拡大する戦死リスクを問われた安倍晋三首相は「すでに1800人の殉職自衛官がいる」と答弁しましたが、この説明には、「その中に一人として戦死者はいないのに」という強い違和感を覚えたと思います。自衛隊法の職務離脱罪や命令反抗罪について国外犯処罰規定を新設することも、入隊で宣誓した日本の防衛の枠から逸脱しており、適用は許されないものです。

高まるリスク

自衛隊が海外で武力を行使すれば、報復として日本国は武装勢力から確実に狙われます。東京のどこかの駅で爆弾が爆発し、多くの人が殺傷されるようなことも現実化する。海外で生活、活動している日本人もかえって危険にさらされます。まさに「日本国民のリスク」は高まるのです。

逆に、もし自衛隊が現地で民間人を殺せば外交問題に発展します。ドイツがアフガンから撤退を決めたのは、ドイツ兵55人が戦死しただけでなく、「クンドゥスの悲劇」と呼ばれる事件で140人以上の民間人を殺してしまったことが大きいのです。

このように、武力紛争に介入するということは、日本社会全体が「殺し殺される」当事者になっていくということです。決して自衛隊員だけの問題ではありません。

さらに、そういう社会は、民主主義の基本である討論と合意に代わって、命令と服従という軍隊的なものが覆うようになります。戦争とは自由が究極に侵される状態です。すでに予兆はあり、言論弾圧とも受け取れるマスコミへの圧力、秘密保護法や盗聴法、「日の丸」掲揚を大学へ求めるなど、いままで手をつけなかったことにまで政府が介入している怖さがあります。

「違憲」という言葉に急速に共感が広がったのは、こうしたことに対する警戒感からではないでしょうか。人々の中の、いわば立憲主義の心が動いた。憲法研究者の樋口陽一氏がいう「自由の下支えとしての憲法9条」という感覚です。

何をするのか

安保関連法案で日本が海外のどこへ出かけて何をするのか。

私は、自衛隊が「海賊対策」の名目でつくれられたジブチの「拠点」（基地）をベースに近い将来、中東からアフリカ方面のさまざまな紛争を米国にかわって抑えていくことになると見ています。米国は地球全体を六つにわけ、太平洋軍、南方軍、欧州軍などそれぞれの地域統合軍で世界を仕切っています。この中で米アフリカ軍（AFRICOM）は当のアフリカに司令部を置けない。54のアフリカ諸国全てが拒否しているからで、アフリカ軍司令部は、ドイツ南西部の都市に置かれています。そこに昨年から自衛隊の佐官クラスが常駐しています。

米国財政は厳しく、米軍が大きく引いていく流れの中で、紛争が起こりそうな地域に自衛隊を投入する。米国の世界戦略、武力による平和のために、自衛隊がその役割を果たす。さらに米軍と協力しながら北アフリカから中東でIS対策にも出て行く。そうすると、これらの地域で日本に対する見方はがらりと変わるでしょう。世界で知られる日本国憲法の平和構想に真っ向から反するものです。

学説と運動で

自衛隊は、皮肉にも集団的自衛権が行使できないことによって、政府の憲法解釈上その存在がギリギリ担保されているのです。政府は、自衛隊を「合憲」とするために、集団的自衛権の行使は許さないといわざるを得なかった。それを明確にした1972年見解の翌年、73年には長沼ナイキ基地訴訟で自衛隊違憲判決が出されています。そういうせめぎあいの中で、日本が海外で武力行使できないようにしてきました。

長年にわたる9条の原点を守る憲法学説（自衛隊違憲論）と運動があったからこそ、そのような展開になってきたことを忘れてはなりません。

なお、国際法で認められる「個別的自衛権」の行使は、「自国が直接攻撃を受け」ていなければなりません。従来の政府の自衛隊合憲ラインの鍵の一つもそこです。でも、注意すべきは、「これは合憲の個別的自衛権の範囲内だ」などとしていても、「日本が直接攻撃を受けていない」のに武力行使できるようにするような維新の党の「対案」は、集団的自衛権行使を容認する政府案と本質は同じで、海外で武力行使できる範囲を広げていくのに寄与するだけです。政府法案は廃案しかありません。

いま求められていることは、日本の安全保障をめぐる理念や方法論の違いを超えて、安倍政権が昨年7月の閣議決定で突破した「専守防衛」ラインにまで引き戻すという一点で共同する運動を広げていくことです。